

令和7年6月24日

株式会社トーゴーマシンサービス行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年6月24日～令和10年6月23日までの3年間

2 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などについて全従業員に周知する。

〈対策〉

令和7年7月～ 制度に関するチラシを作成し、全従業員に周知する。

目標2：子の看護休暇の対象となる範囲を小学校5学年修了までとすることや、育児短時間勤務制度について、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に拡大することを就業規則等に明記し、利用しやすいようにする。

〈対策〉

令和7年7月～ 就業規則等の見直しを行い、全従業員に周知する。